志摩のクリスマスマーケット
出店者募集要項

開催日時：令和８年 12 月 12 日（土）・13 日（日）　※雨天決行
16 時 30 分～19 時 30 分（17 時 00 分イルミネーション点灯予定）

開催場所：阿児アリーナ前庭

開催趣旨：

１．地域資源の発掘による新たな賑わいの創出

市内イベントが少なく人通りや賑わいが落ち込みやすい冬の夜間帯に、イルミネーション等を活用した季節感あふれる空間を創出することで、「冬の夜でも市内で楽しめる」魅力的な新しい体験の場を提供し、若者・子育て世代を中心とした休日の市内滞在・消費機会を拡大する。

２．シビックプライドの醸成と自発的な情報発信の波及

若者世代が「志摩市の良さ」を実感できる場を提供することで地元への愛着と誇りを醸成するとともに、来場者による口コミや SNS 等を通じた市内外への自発的な魅力拡散へとつなげる。

３．志摩ブランドの認知拡大と魅力発信

市民に「志摩の冬はこれ！」と認知されるよう、イベント自体を「志摩ブランド」としてブランディングし、選ばれ続けるための価値やイメージを構築する。

実施内容：クリスマス時期を捉えた飲食物・雑貨などの商品を中心とした販売のほか、会場内のイルミネーションや志摩ブランド認定制度等の活動紹介ブースの設置を予定。

募集事業者数：1 日あたり 20 事業者程度（テント出店またはキッチンカー）

出 店 料：1 日のみ参加の場合は 3,000 円、両日参加の場合は 5,000 円

応募資格：志摩市内で事業を営む者（市内に店舗を構える）

申込方法：出店申込フォームから **11 月 30 日（月）まで** にお申し込みください。

出店申込フォーム
https://logoform.jp/form/c8nc/1887034

出店者決定：＊応募多数の場合は、志摩ブランド認定事業者、次に両日参加の方を優先したうえで、抽選で決定します。
＊出店可否については、募集期間終了後、申込時に入力いただいたご担当者様のメールアドレス宛に通知いたします。(搬入搬出時間や出店場所などの詳細についても、出店者決定後に改めてご案内します。)

お問合せ：志摩市地域ブランド推進協議会事務局　（志摩市 経済課　担当：柴原・谷口）
〒517-0592 志摩市阿児町鵜方 3098-22
TEL：0599-44-0010 ／ FAX：0599-44-5262 ／ Mail：keizai@city.shima.lg.jp

出　店　要　件

1. 本イベントは、冬の夜間の新たな賑わい創出と、志摩市の地域資源の発掘を目的とした「上質で温かみのあるクリスマスマーケット空間」を創出することを趣旨としているため、出店にあたっては、以下の内容を厳守してください。

【商品・メニュー基準（テーマ性の確保）】

提供する飲食物・物販は、**本イベントの趣旨にふさわしい**、冬の季節感や本場の伝統的なマーケット文化を連想させる温かい飲食物（ホットドリンク、スープ、洋風軽食など）・スイーツ・雑貨等であることとしてください。また、パッケージや器なども下記イメージのようにテーマ性を確保してください。

※ なお、クリスマスや季節感をテーマとした商品を提供する際にも、志摩市産の食材を積極的に取り入れるなど、**志摩の魅力が伝わる工夫や商品の提供**を心がけてください。（例：牡蠣のクラムチャウダー、地鶏のローストチキン、志摩産素材を使用したシュトーレン、真珠をモチーフにした焼き菓子 等）

【ブース演出（デザインコード）】

会場全体の景観統一及び洗練された空間演出を保持するため、**会場全体の統一感を損なう「蛍光色や原色の大型幕」「一般的なのぼり旗」「赤白幕」等は使用しないでください。**また、マイクや拡声器等を用いた大音量での呼び込みは不可とします。

また、ブースは赤・白・緑を基調としたテントや装飾（リース、ガーランド、オーナメント、テーブルクロス等）や暖色系の照明、木製やクラフト素材の装飾等）や環境配慮と景観に調和した資材（紙製容器やクラフト素材等）を取り入れ、落ち着きのあるブース演出にご協力ください。





2. 出店申込者は、当日の出店者と同一人としてください。

3. 以下のものを提供する場合は、内容に応じて、以下の者を必ず１名設置してください。

＊食品・酒類(開封・注いで提供)の場合：食品衛生責任者

＊酒類(未開封)の場合：酒類販売管理者

4. 各種法令関係等の必要な手続きや義務については、出店者側で対応してください。
なお、食品・酒類の出店を希望される方のうち、以下に該当する場合は、指定の提出書類を**12月10日（木）までに**事務局へ提出してください。提出がない場合は、当日であっても出店を取り消すことがあります。

出店内容	提出書類	手続きに関する問合せ先
【食品・酒類】テント等で現地調理・加工・注ぎ分けを行う場合	臨時(露店)営業許可証の写し	伊勢保健所志摩市駐在
【食品・酒類】キッチンカーで調理・加工・注ぎ分けを行う場合	飲食店営業(自動車)許可証の写し	伊勢保健所志摩市駐在
【食品】あらかじめ個包装された食品（菓子・パン・加工品等)を販売する場合	製造元の営業許可証の写し	伊勢保健所志摩市駐在 (または製造元の所轄保健所)

≪参考≫上記のほか、未開封の酒類を販売する場合は期限付酒類小売業免許の届出または申請が必要となります。(届出・申請先：伊勢税務署)

5. 食品を取り扱う方は必ず検便検査を行い、食中毒の予防には万全を期してください。
４か月前までに受けた検査結果は有効です。
6. 出店準備、後片付けは出店者が責任を持って行ってください。
7. ゴミ箱、ゴミ袋を必ず用意し、終了後、周辺の清掃を必ず行って下さい。ゴミは責任を持って持ち帰ってください。
8. テント出店の場合は､1ブースW3.5m×D3.5m程度の出店スペースを予定しています。
9. 会場の電源は使用できません。必要な場合は各自ご準備ください。
10. テント、照明器具、その他必要な備品はすべて出店者側で準備してください。
11. 届出品目以外の出店はご遠慮ください。
12. 出店場所は、事務局にて指定させていただきます。
13. 留意事項は当日の出店参加者全員に周知してください。
14. 市が実施するヒアリング・アンケート調査等にご協力をお願いします。

※ 出店申込フォーム内の「誓約書兼チェックシート」もあわせてご確認ください。